ものづくりＧＸ共同研究事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、徳島県立工業技術センター（以下、「工業技術センター」という。）と企業が、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の推進に関して行う共同研究（以下、「共同研究」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

（共同研究者の要件）

第２条　共同研究を行う企業は、次の要件を満たす者とする。

（１）県内に事業所を有し、製造業等を営む者であること

（２）共同研究を行うために必要な製品開発力・技術力を有し、工業技術センターと相互に共同研究課題を分担実施できる者であること

（共同研究テーマ）

第３条　共同研究テーマは、カーボンニュートラル社会の実現に向けたＧＸに関する製品化や関連技術の開発に関するテーマであることとする。

（計画の申請）

第４条　共同研究を希望する企業（以下、「申請者」という。）は、共同研究計画申請書（様式第１号）を工業技術センター所長（以下、「所長」という。）に提出する。

（共同研究契約）

第５条　所長は、共同研究計画申請書を受理した場合は、速やかに共同研究内容について採択の可否を審査する。

２　所長は、共同研究を実施することと決定した申請者（以下、「共同研究者」という。）と共同研究契約（様式第２号）を締結する。

（対象経費）

第６条　共同研究における研究の対象経費は、別表１のとおりとする。

（経費負担）

第７条　工業技術センター及び共同研究者は、各自の研究分担分に要する経費をそれぞれ負担する。

（進捗管理）

第８条　所長は、共同研究の効率的推進を図るため、必要に応じて、共同研究者に対し研究内容の進捗状況等を確認することができる。

（研究計画の変更）

第９条　共同研究者は、研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画変更承認申請書（様式第３号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

（研究の中止）

第１０条　共同研究者は、やむを得ない事情により研究を中止しようとする場合は、研究中止承認申請書　（様式第４号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

２　所長は、工業技術センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により研究を継続することが困難となったときは、共同研究を中止することができる。

３　所長は、前二項の規定により共同研究を中止するときは、遅滞なく、共同研究者にその旨を通知する。

４　第１項の規定により共同研究を中止する場合は、経費の負担について別途協議を行う。

（信用失墜行為）

第１１条　所長は、共同研究者が虚偽の研究計画書を提出するなど著しい信用失墜行為があった場合には研究を取消すことができる。

２　前項の規定により共同研究を取り消す場合は、共同研究者に対して工業技術センターの負担額を納付させるものとする。

（結果報告）

第１２条　共同研究者は、研究契約書で定める研究期間の最終日までに、研究結果報告書（様式第５号）を所長に提出する。

（経費の確認）

第１３条　所長は、共同研究者が研究に要した経費について、必要な場合には、確認を行うことができる。

（研究成果の公表等）

第１４条　所長又は共同研究者は、あらかじめ書面による相手方の同意を得た上で、研究期間終了後に研究成果を公表することができる。

（特許の出願等）

第１５条　共同研究において工業技術センター又は共同研究者に属する研究員が独自に発明を行い、単独で特許の出願を行う場合には、互いに相手方の了解を必要とする。

２　共同研究において工業技術センター又は共同研究者の研究員が共同で発明を行った場合には、これを共同出願することとし、共有割合は原則として２分の１ずつとする。ただし、所長が認めた場合はこの限りではない。

３　前項の場合、共同研究者は徳島県（以下、「県」という。）と共同出願契約書（様式第６号）を締結しなければならない。

４　第２項の共同出願にかかる特許権の取得及び管理のために必要なすべての費用は、原則として共有割合で按分する。

（優先実施権）

第１６条　県は、前条第２項の規定による共同研究の成果にかかる発明等について、共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下、「共同研究者等」という。）が優先的に実施しようとして県に申し出た場合は、共同研究者等に対し、特許権の登録の日から５年を超えない範囲において優先的に実施させることができる。

２　前項の特許権を優先的に実施させることができる期間については，県が総合的に判断して定めることができる。

（実施契約）
第１７条　県は、特許権の実施にあたり、共同研究者等と特許権に係る実施契約を締結するものとする。

（準用）
第１８条　第１５条から第１７条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

（補則）
第１９条　この要綱に定めるもののほか、この共同研究の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

別表１　研究対象経費

経費区分	内　　容
消耗品費	工業技術センターにおいて使用する試験研究用の消耗品
原材料費	工業技術センターにおいて使用する試験研究用の原材料
委託費	工業技術センターの試験研究推進に必要な委託料
その他経費	その他、所長が特に必要と認める経費（人件費は除く。）